

平成
二十年
五條市議会第四回十二月定例会会議録(第三号)

平成二十年十二月八日(月曜日)

議事日程(第三号)

平成二十年十二月八日 午前十時開議

- 第一 議第六十六号 五條市伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について
- 第二 議第六十七号 五條市立保育所条例の一部改正について
- 第三 議第六十八号 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 第四 議第六十九号 五條市西吉野交流促進センター条例の一部改正について
- 第五 議第七十号 五條市自転車等駐車場条例の一部改正について
- 第六 議第七十一号 南和広域連合規約の変更について

追加日程(第四号)

- 第一 発議第十三号 吉野市長に対する問責決議
- 第一 議第七十二号 市道路線の認定について
- 議第七十三号 市道路線の認定について
- 議第七十四号 市道路線の変更について
- 議第七十五号 市道路線の変更について
- 第一 議第七十六号 平成二十年度五條市一般会計補正予算(第三号)議定について
- 第一 議第七十七号 平成二十年度五條市簡易水道特別会計補正予算(第一号)議定について

- 第一 議第七十八号 平成二十年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第一号）議定について
- 第一 議第七十九号 五條市立学校設置条例の一部改正について
- 第一 議第八十号 五條市国民健康保険条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（二十名）

十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
寺	佐	花	山	北	西	峯	山	益	池	藤	川	太	西
本	間	谷	本	山	尾	林	田	田	上	富	村	田	本
保	正	昭	久	和	彦	宏	澄	吉	輝	美	家	好	幸
英	己	典	和	生	和	政	雄	博	雄	子	廣	紀	洋

欠席議員（一名）

十六番	檜	塚	凱
十七番	黄	木	英
十八番	土	井	康
十九番	榮	林	末
二十番	大	谷	龍
二十一番	田	原	清

孝雄次嗣夫一

説明のための出席者

市長	吉	野	晴	夫
副市長	榮	林	勝	美
教育長職務代行者	田	瀬	俊	夫
市長公室長	岡	本	和	人
総務部長	田	中		衛
都市整備部長	阪	上	武	則
生活産業部長	林		正	信
健康福祉部長	山	下	正	次
上下水道部長	辻	本	衡	司
社会福祉協議会事務局長	清	水		勝
会計管理者	櫻	本	泰	司

事務局職員出席者

西吉野支所長
岸本 悟
大塔支所長
土井 祥
監理管財課長
海老原 保嗣
企画財政課長
水脇 正雄
秘書課長
下村 洋次
庶務課長
上田 卓司

事務局長
森 本 博 文
事務局次長
乾 旬
事務局係長
西 峯 久 美
事務局主任
笹谷 豊
速記者
柳ヶ瀬 五 美

午前十時一分再開

○議長（西尾彦和）ただいまから、去る五日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立します。

○議長（西尾彦和）本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであります。
配付漏れはございませんか。――。
これより日程に入ります。

○議長（西尾彦和） 日程第一、議第六十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文） 議第六十六号 五條市伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について。

○議長（西尾彦和） 提案理由の説明を求めます。 田野瀬教育部長。

〔教育部長 田野瀬俊夫登壇〕

○教育部長（田野瀬俊夫） 皆さんおはようございます。

ただいま上程いただきました議第六十六号 五條市伝統的建造物群保存地区保存条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。まず、伝統的建造物群保存地区制度について御説明を申し上げます。

この制度は、近世から近代ごろの歴史的な建造物が群として集中的に残されている町並みや集落を一括して文化財に準ずるものとして指定し、そのすぐれた歴史的景観を保護することを目的とした制度です。

これは、昭和五十年の文化財保護法改正により創設されたものであります。

今回上程いたしました保存条例案は、貴重な文化遺産である新町地区で増加する古い町屋、建物、建築の取壊しや建て替えを抑制する最後の手法であり、文化庁からも本年八月五條新町地区の古い町並みを残すためには今が伝統的建造物群保存地区制度を導入する最後の機会であり、保存条例の早期制定を求めるとの助言・指導を受けました。

この制度の導入に伴う許可基準では、保存地区内の建物の維持管理に対して厳しい規制を敷くことになるため、住民の同意は得難い状況を予想していたところ、本年三月二十七日、地元住民七十名による新町地区町なみ保存会が設立され、町並みの保存活動の大きな一歩を踏み出しました。

当初、この保存会結成を受けて早急な保存条例の制定が求められましたが、新町地区は都市計画区域の中にあることから、都市計画法の規制により、第五次五條市新総合計画へ伝統的建造物群保存地区の指定計画を盛り込む必要があったところ、新総合計画は平成二十年九月議会で承認を得ることができましたので、今回保存条例案を上程する運びとなった次第であります。

では、議案書二ページを御覧ください。

五條市伝統的建造物群保存地区保存条例第一条ではこの条例の目的を、第二条では用語の定義を、第三条では保存計画を定めております。

ちなみに、第二条第二項中の「法第四百二十二条」では、伝統的建造物群保存地区は市町村が地区を定めることが示されており、第三条では、五條市教育委員会は保存地区が定められたときは審議会の意見を聞いて保存計画を定めることとしております。

次に、議案書三ページから五ページを御覧ください。

第四条では、現状変更行為の規制を定め、第五条では許可の基準を示し、保存地区内での建築物の建築や改築等あるいは修繕や色彩の変更等に関しては、規制や基準があるものとなないものがあり、ある場合は、市長及び教育委員会の許可が必要であることを示し、第六条、第七条では、国の機関に関する特例を設けております。

次に、議案書六ページから八ページまで御覧ください。

第八条では、市長及び教育委員会は保存地区内での新築や改築あるいは修繕や色彩の変更を行うものに対し助言・指導等ができることを定め、第九条では、条例に違反した者に対しては許可の取消し等を行うことができることとしております。

また、第十条では、損失の補償を定めております。

そして、第十一条では、伝統的建造物群保存地区に必要な建物の管理や修理、修景に対してはその経費の一部を補助できることとしております。

また、第十二条では、審議会の設置等を定めております。

そして、第十三条と第十四条では、罰則と両罰規定を示し、最後の十五条では、施行に関する必要な事項の委任を定めております。

なお、この条例の施行につきましては、伝統的建造物群保存地区に係る都市計画の決定の告示のあった日から施行し、審議会の設置を規定する第十条は公布の日から施行することとしております。

以上で議第六十六号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二番」の声あり）二番太田好紀議員。

○二番（太田好紀）皆さんおはようございます。

ただいまのことで質疑をしたいと思えますけれども、第十一条の経費の補助等のところなんです。市は、保存地区内の保存のために必要と認められるときは、保存地区内における建築物等及び環境物件の管理、修理、修景又は復旧について、自ら保存のために適当な措置を行い、又は当該物件の所有者等に対し、その経費の一部を補助することができる。」となっておりますが、この経費の一部を補助するとはどのようなことか、御説明

願いたいと思います。

○議長（西尾彦和） 田野瀬教育部長。

○教育部長（田野瀬俊夫） 二番太田議員の御質問にお答えをいたします。

第十一条で定めております経費につきましては、改築した場合の負担が何割とか、そういうことにつきまして、今後審議会の方で決定をしていきたいなど。そしてまた、近隣の市町村等々、近隣といえますかこういう保存地区に決定しておりますいろんな市町村がございます。そのらの補助条例、補助状況等を勘案しながら、また五條市の財政状況も勘案し、その辺で決定していきたいと思っております。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 太田議員。

○二番（太田好紀） この補助に対しては、改築とかをするときという、これは何割という、これはまだ決定されていないと、それは審議会ですべていくということですが、大変大事なことだと思いますけれども、財政状況を踏まえたときに補助ということ、すべてこれだけじゃないけれども、すべての補助に対しては見直しが必要というこの状況の中で、やはりそこらも踏まえて検討をしていただきたいなと思います。

終わります。（「二十一番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 田原議員。

○二十一番（田原清孝） 今、言われておりましたこの十一条ですけれども、後で補助金を決めるじゃなしに、先に決めて、そしてこういう方法で指定したらどうですかということではなかったら、全部制限される地域の人たちに、これでしてしまつたら、もう何もけんわとなつたら、これ気の毒な人と違うけ。そやなしに、先に審議会でもって、そうした場合には何ぼの、市が補助するのか、県も国もしてくるのかどうかかわらないけれども、何もわからんと、ただ設定だけ先にしてしまうというのは、ちよつと何て言うか、地元に気の毒すぎるのと違うかなという気がしますが、どうですか。

○議長（西尾彦和） 田野瀬部長。

○教育部長（田野瀬俊夫） ただいまの田原議員の御質問にお答えいたします。

この条例を先に制定して、そこで審議会が設置できるという状況になっておりますので、その審議会の中で補助金、またいろいろ金額的には、新築の場合とか修理の場合、また内容的に保存しなければならぬ重要な建物、そしてまた全く何にもないところに新しく建てるとか、そういったこ

とで状況が変わってまいります。そうした中で、補助金の上限を決めたり、そしてまたパーセンテージを決めたり、その辺のことにつきましても、審議会で決定することになっておりました、その審議会を作るにつきまして条例が必要だということでございますので、御理解いただきたいと思っております。（「二十一番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 田原議員。

○二十一番（田原清孝） これ、以前こういう話が出てきまして、そして地元の方々は、早いこと壊さんことには壊せなくなるということで、壊した土地が何軒もあります。それは一応ストップになって、そして町並み保存ということ、補助金で限度七百万ですか、この限度で改築したわけですけども、これ、そういうことね、そら、何にも形のないところに先にするというのはいかんかわからないけれども、地元の方々はどういふ…、そら、皆さん全員がいいということはあり得んことですけれどもね。けども、そういうことで、その当時壊した人が何軒もありますので、そして延びたわけですから、よっぽどよく考えてやらんことには、このまま通していくというのはどんなかなという気がいたします。

○議長（西尾彦和） 質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

○議長（西尾彦和） 次に日程第二、議第六十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文） 議第六十七号 五條市立保育所条例の一部改正について。

○議長（西尾彦和） 提案理由の説明を求めます。山下健康福祉部長。

〔健康福祉部長 山下正次登壇〕

○健康福祉部長（山下正次） おはようございます。

ただいま上程いただきました議第六十七号 五條市立保育所条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の九ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例の一部改正につきましては、本市においても急激な少子化により平成八年四月から休所中の野原東保育所を廃止するため、本条例の一部

を改正するものでございます。

改正内容につきましては、十ページの第三条の表中「宇智野保育所 五條市今井三丁目三番二〇号 百三十人」「野原東保育所 〃 野原東二丁目八番一八号 四十五人」のうち、「野原東保育所 〃 野原東二丁目八番一八号 四十五人」を削り、「宇智野保育所 〃 今井三丁目三番二〇号 百三十人」に改めるものでございます。

この条例は、平成二十一年四月一日から施行するものでございます。

以上で議第六十七号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二十番」の声あり）大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄）野原東保育所は既に現在開園されていないということだと思えますけれども、これを条例上なくすということと、今までどおり条例上に残すということとの比較をすれば、五條市の財政上に影響はないのかどうか。

もう一つは、条例上廃止した場合、あとの建物、土地をどのように考えているのか、聞かせていただけますか。

○議長（西尾彦和）山下健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下正次）二十番大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

一つ目の、条例をこのまま置いていきますかどうかというところでございます。

一つは、大体一年間に六十万前後の経費が要っております。浄化槽とか、今現在会議室として使っておりますので、そういった管理的な経費が約六十万前後要っております。それが必要となりますし、またあのまま休園で残しておきますと非行の場となりますので、地元ともお話しさせていただいたところ、早く壊していただきたいということで聞いております。

そして、二つ目の廃止した場合の土地利用についてでございますが、これにつきましてはできるだけ市の関係各課とも調整も必要ですし、また地元の方でも調整が必要でございますが、この廃止につきまして、地元に行ったときにはできるだけ早く非行の場とならないように壊していただきたいという要望がきておりますので、今後調整して、整理していきたいと思っております。

以上でございます。（「二十番」の声あり）大谷龍雄議員。

○議長（西尾彦和）大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄）今の説明の中では時々会議に使っておるといふ説明がありましたけれども、やはり一定の必要性があるということですね。

だから、残しておけば非行の場となるということが、本当にそうなるのかどうか。非行の対策として、ほかの方法で非行防止対策をとる必要もあるのではないかと思いますけれども、やはりそこは、非行防止対策もとりつつ、現在の建物を早く取り壊すことがいいかどうかを慎重に検討する必要があるのでないかということをお願いしたいと思います。

○議長（西尾彦和）質疑を終わります。

本案は、厚生常任委員会に付託をいたします。

○議長（西尾彦和）次に日程第三、議第六十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第六十八号 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。林生活産業部長。

〔生活産業部長 林 正信登壇〕

○生活産業部長（林 正信）ただいま上程いただきました議第六十八号の提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正は、昭和六十年六月一日以来二十三年間、実質くみ取り料金の改正が行われておらず、五條市環境整備協会から再三くみ取り料金の改正の要望を受けております。

この間の諸物価、諸資材等の上昇や県内市町村の状況を踏まえ、今回くみ取り料金の改正を行うものであります。

それでは、議案書の十二ページを開き願います。

別表第一のし尿の金額につきまして、「一八リットルにつき、汲取料八十四円、処理料十六円」を「汲取料百三十円」に改めるものであります。

附則の条例の施行日は、平成二十一年四月一日としております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二番」の声あり）二番太田好紀議員。

○二番（太田好紀）ただいまの議第六十八号の五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてであります。まず市長にお聞きしたいわけですが、経済の状況が悪化している中で、五條市においても市民の皆さんの日常生活に大変負担がかかっている状況であります。この時期に、市民生活に追い打ちをかけるような値上げをなせるのか。その辺を、市長に答弁を願いたいと思います。

○議長（西尾彦和）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）太田議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、このお話は私の就任以前からあったということを伺っております。

ただ、調べてみますと二十三年間値上げをしていないと、昭和の時代からずっとそのままできておるといようなことも現実でございます。

そして、他の市町村と比較しても非常に収集料が安いというようなこと、それから他の市町村に比べて業者数、五業者おるんですけれども、これも人口割りにあらずと非常に多いので、収益性が悪い。

また、これは意見なんですけれども、ちよつと高いやないかとかね、安いとは言わんです。我がまちの形状は坂道もございまして、目視で幾ら幾らと言っている。それに、収集される市民からいたしますと、不公平さという意見もあるということも聞いております。

そういうことをすべて勘案して、業者とも何回かの会合を持ちました。その中で、やはり収集金額の公平さということで、機械を付けてくれということ。全国的には一県か二県しかないと言っているのですけれどもね、それを付けて、公平さを条件として値上げも検討しようということで話しをしたんですが、機械は三百五十万から五百万くらいかかるということだったので、そういうことも踏まえて、将来のことも考えて、値上げと、そして市民にそういう不公平さを感じさせないような収集料金ということで、今回の提案になりました。

よろしく御審議お願いしたいと、そのように思うわけでございます。（「二番」の声あり）

○議長（西尾彦和）太田議員。

○二番（太田好紀）今の市長の答弁を聞いていますと、まずは第一点に、二十三年間上げていないこと、ほかの自治体と比べたら安いと、こういうように言うておられますけれども、二十三年間そういうことを言わなかったということは、確かにいろんな形の中でそのくみ取り料に対しての、先ほど市長が言われたように、リットル数が明白でないために、ある程度の形が上乘せになっていたのではないのかという思いもあると。そういうことも

あって、これから適正にやりたいということでありますけれども、大変僕はこういう、先ほども言わせていただきましたけれども、こんな、値上げということは簡単にするべきではないと。今の財政状況を踏まえたときにも言いましたけれども、これは要するに、市よりも市民の負担ということになっていきますので、それを考えたとき、どんどんどんどん、今はいろんな形の中で値下げをしなくてはならないというのに、上げるということになってくると、私は、市民は納得してくれないのではないのかと。

そして、特に一番僕は思うのは、これは過去に先ほど部長からも、再三にということを言われました。再三に業者から言われたと、こういうことがありましたけれども、市長は業者と何回か協議をしたと。何回か協議をしたくらいで、こんな大事な、市民に密着する値上げに対して、何回かの協議くらいで決められたのかなと。もっと僕は、いろんな面で、特にこういうことほど市長の諮問機関を作って、学識経験者やまた住民代表の方のいろんな意見を参考にして、こういうことは慎重に、時間をかけてやるべきだなと、私は思っています。

そういう形の中で、今市長が何回か協議をしたと、その業者というのは、市長、何回協議をして、何人の方が来られて、協議をしたのか。市長の方から答弁をお願いします。

○議長（西尾彦和） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 何回かというのは、日本語で数回でございます。

今言った、二十三年間も上げてなかったから、その辺も。冗談も交えて、なぜ私になったら、気の弱い市長になったときをねらってきたのかとかね。いろいろ冗談を交えながら、できるだけ抑えてくれと。当然、要求の数値はもっと大きかったですけれども、そういう中で、機械を取り付けるという条件も踏まえて、そして、もし合特法ですか、そういうことになると、またこれもいろんな問題が出ますから、合特法も当面、というのは、これは書類には書いていませんが、十年間くらいはこのままでいくということ、いろいろと話合いの結果、こういうふうに、業者の方も御辛抱を相当したと、ということ、この提案になったわけでございます。（「二番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 太田議員。

○二番（太田好紀） 数回ということを行いましたけれども、そんな簡単に決められるものかなと、大変納得ができないのですけれども。

業者が十年間辛抱って、市民が辛抱して……。そのような形でやらなければ私はないと思うのですけれども、まだ何点か、何回も聞きますので、その他最終に市長にもお聞きしたいと思えますけれども。

次に、現在のし尿のくみ取り料は一八リットルにつき八十四円、処理料が十六円、これは市の取り分ですね、改正後には、くみ取り料は一八リット

ルにつき百三十円になり、市の処理料がなくなるのは、どのような理由でこの十六円がなくなったのか、その辺を説明願いたいと思います。

○議長（西尾彦和）林生活産業部長。

○生活産業部長（林 正信）ただいまの太田議員の御質問にお答えさせていただきます。

くみ取り料金百三十円で、なぜこれまでであった処理料がなくなっているのかという御質問であります。

今回の改正につきましては、この金額を決めるときに、業者の方から上げてほしいという要望の金額がございました。市の方も、他市の状況も勘案をして決めさせてもらったところでありますが、できるだけ、二十数年間上げていないので、業者の要望金額というのともわかるし、他市の状況から見てももう少し高くてもという思いもありました。しかし、市民の負担を考えた場合、それまでは上げられないだろうという考えの下、処理料をゼロにして、市民の負担を軽減させていただいたと、このようなことであります。

これは理由にはならないのですが、現在合併をして、大塔そして西吉野地区のくみ取りも行っておりますが、大塔、西吉野の住民の方には、この処理料の負担はされておられません。これまで取っております旧の五條市民からは処理料を取っておると。同じ五條市の中でも処理料を払っているところと、払っていないところもあるということも踏まえて、今回、旧五條市の方もゼロとしたようなところでございます。

以上です。（「二番」の声あり）

○議長（西尾彦和）太田議員。

○二番（太田好紀）次に、今回の改正に当たって、ここまでに至る経過、正式な協議、今、市長からは数回というようなお話がありましたけれども、正式な協議は、業者側として理事者と担当課は何回行われたのか。協議の経緯を説明願いたいと思います。

○議長（西尾彦和）林生活産業部長。

○生活産業部長（林 正信）御質問の会議の回数についてお答えさせていただきます。

初めに、担当と業者の会合、年二回。四月二十四日、これは全業者五業者と、そして八月の十四日、三業者で行っております。

そして、市長と職員と業者、これを交えての会議が三回行っております。

そして、市長と職員との協議は、随時必要な時期に行っております。

ただ、今年に至ってはそのようなところでありますが、私は今年で三年目になるのですが、毎年一回は業者の方から改正の要望は受けて現在に至っているというところであります。

そして、担当としましては、実質昭和六十年の六月以来上がっていないということで、再三担当課そして私も含めましてですが、年一回業者の方から要望も受けておりますし、書面においても要望書としていただいております。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 太田議員。

○二番（太田好紀） これだけの値上げに対して、今、部長の方からお話ありましたけれども、そのくらの回数で、協議で、また市長との協議で決める。大変私は納得できないなと思うのですけれども。そやから、もっと慎重にやるべきではないかなと思いますけれども、これもまた最後にあれですけれど、回数がそれだけということですね。年に一遍の要望書が出ていると。これは儀礼的な形で出ているかで、毎回同じことということの意味でしょうね。まあ、それはそれとして、また後で聞かせてもらいますけれども。

次に、昭和五十年の五月に議員立法として下水道整備事業を伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法が制定されていますが、まずその内容を教えていただきたいと思えます。

○議長（西尾彦和） 林生活産業部長。

○生活産業部長（林 正信） ただいま御質問の、下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、合特法といいますが、内容の説明をさせていただきます。

これは、今現在五條市でも実施しておりますが、下水道整備によりまして、これまで行ってきました尿処理業者、これ許可も委託もあるので、くみ取り戸数の減少によりましてその経営に著しい支障が生じた場合、市町村は経営の基礎となります諸条件に変化を生ずることとなる近代化及び規模の適正化を図るための事業、合理化事業といいますが、合理化事業に関する計画、合理化計画に基づき、この合理化事業を実施するとうふうに定められております。

五條市では、現在この著しい支障を及ぼすというような状況に至っておりませんので、現在は実施をしておりますが、県内で実施をしております市町村の事業の内容としましては、ごみの収集運搬への代替業務のあっせん、そして、業務の撤廃というか、辞める場合の助成金の支出、このようなことが行われていると聞いております。

県内では、大和高田市、橿原市等がこの事業を行っているというふうに聞いております。

以上です。（「二番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 太田議員。

○二番（太田好紀） 次に、今回の改正に対して、合併時の事務事業進ちよく管理表、要するに環境衛生関係事業の取扱いとの整合性はどうか、その辺の説明を願いたいと思います。

○議長（西尾彦和） 林生活産業部長。

○生活産業部長（林 正信） 合併に伴う整合についてということですが、合併の事務事業進ちよく管理表におきましては、制度自体は五條市の制度に統一するというふうなことであります。

御承知のとおり、くみ取り料金につきましては、旧の五條市、西吉野村、大塔村と、全部くみ取り料金につきましては違います。その辺の格差の是正というのが必要になってくるのかなというふうに思いますが、現在は引き継いだときの制度をそのまま実施しているというような状況でありますので、今後、この旧の五條市、西吉野村、大塔村につきましてはの是正は必要になるかなというふうに考えております。（「二番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 太田議員。

○二番（太田好紀） この合併時の事務事業の進ちよく管理表では、今部長が言われたように、西吉野村及び大塔村し尿の処理に関する取扱いについては五條市の制度に統一すると、こうなっていますけれども、旧五條市は許可制、旧西吉野は委託、そして、旧大塔村は許可制及び委託となっておりますけれども、もう合併から三年たっているわけです。今部長から、制度を統一すると。もう、合併して三年たっているわけですよ。ということは、例えて言えば、旧五條市が改正したとしてみれば一リットル当たり大体七・二円、そして旧西吉野が一リットル当たり十円、そして、旧大塔村が上下がありますけれども大体十三円から十四円弱、こういうようになっていくわけです。そしたら、この制度を改正するということは、合併のときも制度を統一すると。もう、まして三年たっているわけですよ。となれば、私たち西吉野、大塔村は旧の五條市の制度に統一するから、大変有り難いなど、全部下げていただけるんだなど、私はそういう思いをしています。だから今、改正ということに対して、五條市だけじゃなくて、西吉野、大塔も踏まえた形で考えるべきじゃないですか。もう三年もたっているのです。まして部長、今あなたが言われたように、五條市の制度に統一するとはつきり載っているのですよ。今後考えるというのであったら、今現時点で、このくらい急にしなくても、西吉野も大塔も踏まえた中で、くみ取りのことは調整するべきじゃないかと、私は思うわけです。

ただ、この業者の割り振りの状況を見たときにおいて、大変私、思うのですけれども、業者の格差が相当あるのではないかなと、くみ取り料に対し

ての。当然、旧の五條市は割り振りがちやんとあつたと思えますけれど、そこに西吉野・大塔が入つたということで、業者のくみ取り料の格差が相
当出てきております。そういうことも踏まえた形の中で、もっと行政として、適正な形をこれから構築していかなあかんの違うのかなと。余りにも
値上げしてくれと頼まれたからしゃあないなど、二十三年もたつていいるからと。しかし、二十三年間それで納得して、いろんな議論はあつたとして
も納得してきた。今、下水道とか普及もしているという形の中でいろんな問題もありますけれども、今まではそういう形の中で協議し続けてきたと
いっても、こうして何も、納得してここまでやってきたということですね。そういうことなんで、もっとやはり慎重に、まずしてもらいたいと思
います。

そして、次に五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の第三条「市はあらゆる施策を通じて廃棄物の減量化、資源化、適正処理及び地域の清潔の
保持の推進に必要な処置を講じなければならない。」と書かれておりますけれども、廃棄物の減量化、適正処理、また地域の清潔の保持の推進とは
どういうことなのか、また、必要な措置を講じるとはどういうことなのか、市として、どのように講じているのか説明を願いたいと思います。

○議長（西尾彦和） 林生活産業部長。

○生活産業部長（林 正信） ただいまの五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の第三条についてであります。この三条につきましては、廃掃法の
法律によつても市町村の責務として定められているわけです。

五條市としてどんな取組をしているのかと言いますと、現在分別処理の徹底をして、リサイクルを図つて、ごみの減量化を図つていくことが一つ
ございます。

そして、自治会で行つていただいております資源回収ごみの収集、これもごみの減量化を図るための一つの方法であります。

そして、地域の清潔の保持、これにつきましては不法投棄の収集、毎週月、水、金、週に三日、市内循環をしております。

そしてまた、自治会等への集積場を設置する場合の補助金の支出などが現在取り組んでおる状況でございます。

以上です。（「二番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 太田議員。

○二番（太田好紀） 次に、五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の第七条には、「市長は、法第六条第一項の規定により一般廃棄物処理計画を定め、
当該計画のうち毎年度の事業実施計画を当該年度の初めに告示するものとする。」となつていますが、毎年告示している廃棄物処理計画とはどのよ
うな事業実施計画であるのか、また、市として事業実施計画とはどのように対応されているのか、御説明願いたいと思います。

○議長（西尾彦和） 林生活産業部長。

○生活産業部長（林 正信） ただいまの御質問の、五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の第七条について御説明を申し上げます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条によりまして、一般廃棄物の処理計画を定め、年度の初めに告示しているわけでございます。

処理計画の内容につきましては法律で定められておりまして、五條市が行いますごみ処理の範囲、これは五條市全域になります。そして、年間に排出されるごみの量でありますとか、処理計画、運搬計画等、そしてごみの内容について、必要な事項を定めて告示し、そして、五條市はその計画のつとごみ処理を行っていくということでありまして。

以上です。（「二番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 太田議員。

○二番（太田好紀） こういう実施処理計画とかそういう形で、毎年度当初に出すということ、業者との協議をしていると、こういうことですね。業者との協議はしていいのですか。……していいのですか。そういう形をとっているにもかかわらず、私は思うのですけれども、このし尿に対して、僕は大変かわらないところがいっぱいあります。そして、この間、うちもどのくらいごみ取り料を取られるのかなと思ひまして、先週取りました。そしたら、うちはたまたま十人槽でありまして、六、〇八〇リットル、六万八千円取られました。わあすごい金額だなと、十人槽やさかいこのくらい取られるのかなと、今まで私の家族は五人おりまして、子供三人が大阪に出ています。二人で、それでも六万八千円も取られるのか、大きいなというよう。だから、処理料よりも、槽が大きければそれくらいお金取られるのかなと、大変疑問に思ったわけですけれども、これ、収集量のところは六、〇八〇リットルと書いてあるんです。ちゃんとリットルがきちつと出ているんだと。先ほど市長からも、これからそういうメータを付けなければと、そやけど、ちゃんとうちの伝票を見たら六、〇八〇リットルと。これやったら全部、この業者は五條も同じように入っていますから、当然……、こうなっています。ちゃんとこない付けて、メータちゃんとできるんだと、私はそのように思っています。

そやから、こういうことを踏まえて、一つ部長に聞きたいのですけれども、これ、二トンダンプは一、八〇〇リットル入るらしいですね、二トン車は。これ、もし市民との誤差が生じているのなら、このし尿に対してのくみ取りは全部衛生センターに持つていくわけですね。衛生センターで、その分量のリットル数はある程度把握できるのじゃないですか。それとこれとの整合性を持ったときにおいて、間違いがあるか、間違いでないかというこの計算はできるんじゃないかなと私は思うのですけれども、衛生センターに対しては、この処理の持込みと、市民から取るものとの整合性はどうかと、その辺一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（西尾彦和）林生活産業部長。

○生活産業部長（林 正信）業者の方はいっぱいになったらセンターの方に投入をするということで、一軒ではない、数軒集めてくると思います。その都度、伝票ももらっているというふうに承知しております。（「二番」の声あり）

○議長（西尾彦和）太田議員。

○二番（太田好紀）そうするとね、こういう伝票というのは、僕は五條はわかりませんが、西吉野は委託ですから、当然そのお金をいったん市に預けて、それから業者に渡すということになっておるわけですね。五條とは違いますから。そうした場合、この伝票とかもすべてしたときと、衛生センターに持ち込まれた量との整合性というのは確認されたことはありませんか。

今言うたように、満タンになったら、うちの場合は中継所があります、老野に。その中継所において、そこがたまった場合は、そこからたまって持っていくということから、大体の量というのはすべてわかっているはずですよ。それから、これは地域を回っている量と、これは全部伝票で確認するわけですね。

それと、衛生センターへ、これはまとめても、今何社かと、当然そうなってくると思うのですけれども、まとめても最終的にはこの金額と整合性というのは、当然わかるんじゃないですか。そこらの確認はされているわけですか。

○議長（西尾彦和）林生活産業部長。

○生活産業部長（林 正信）投入量と伝票とは確認しておりません。五條市の地域内では処理料を十六円もらっていますので、伝票と合わすようにしております。

旧西吉野は、まずいったん中継所に入りますので、伝票とともに五條市に運んでくるのはまた別になりますので、伝票とともに送ってくるものと思います。……思いますって、申し訳ないのですが、確認はしておりませんが、そのように承知しております。（「二番」の声あり）

○議長（西尾彦和）太田議員。

○二番（太田好紀）そやからね、調べようと思ったら調べられるのですよ、完ぺきじゃなかったも。今まで、そやからそういうこともずさんにやっていたということじゃないんですか。僕は、旧の五條のことはわかりませんよ。ただ、西吉野を一つ例えても、今言うたようにこういう伝票がある。ちゃんとそれにはリットル、ちゃんとこれね、車満タンになったら一、八〇〇リットルとわかりますけれども、二トン車で。そやけど、六、〇八〇ってちゃんと明確に出ているわけですよ。ということは、僕は、ちゃんとやっぱりメータ付いているんだなど、そやなかったらこんな半端な数字が出

ることないですね。ある程度、中の量でするにしても、こんな六、〇八〇リットル出て出るとはまずあり得ないなど。当然、こう出る場合はメータ付いているしかない。こちら西吉野に入っている業者は、当然五條も入っているということ。そんなことの確認もせずに値上げをするとか、もつとそやから事前にちゃんと調査、協議をしてやらなくては、市民に負担をかけることは、僕は納得ができない。そういうふうに思っております。そして、もつとそれを明確に調べてほしいなど。僕は、旧の五條市のことはわかりません。西吉野に対して今そういうことも確認できるならば、衛生センターの中で業者の伝票と整合したときに、ある程度の数字が出てくるのじゃないかなと。そして、誤差があるのか、これはほとんど間違いないとか、いやえらい差があるとかいうことが、ある程度わかってくるのじゃないかなと、私は思うのですけれども。

そやから、最後に市長にお聞きします。

今、ずつとこうして聞かせていただきました。そして、合併時の進捗よく管理表に、衛生に関しては五條市の制度を統一すると、こういうふうになっております。そして、合併して約三年たっております。そういうことにもかかわらず、大概市長は、合併のことはほとんど守ってくれていませんけれども、こういうことくらいは、当然載っているのだから、今言われたように、旧の五條市、五條市ですね、一リットル当たり改正したら七・二円、旧の西吉野が十円、これは合併前から同じです。それから、旧大塔村、これは細かく計算したら十三円から十三・八六円ですか。だから、この制度にしてくれたら、うちや大塔、安くなって有り難いなど、実際思っているのですよ。そやから、そこらも制度統一、今やるならば、市長、一緒にやった方がいいと思いますので、できればそういう形も踏まえて検討するべきではないかなと、そこらもお聞きしたいと思えますし、また、この値上げ、先ほどから何回も言いますけれども、値上げという、今の財政状況。市の負担は、十六円が入っていたやつは、今度はないと。僕は、例えて言えば、急にこうして上げるよりも、もつといろんなことをかんがみながら、また、今さっき市長に言わせていただきましたけれども、慎重に、諮問機関を作って、学識経験者や地域の住民の代表の人と、いろんな形の協議をした結果においてこういうことも必要だとすれば仕方ないけど、今は業者、当然業者も運営的に苦しい中では業者全体を踏まえて、そしてまた、西吉野、大塔も、全体的に踏まえて、今検討するべきじゃないかなと、私は思っております。

そして、いつも市長が言われているように、子や孫のためにと、しかし、子や孫を守るならば、その親も大切にしなければ。その財政が苦しい、苦しいと言っているのだから、そこらももつと考えて。また、財政状況が厳しいという。市民の負担を、負担がかからないように、やはりもつと慎重に。僕はずつと、新しい市長になってから見ているのですけれども、思いつきとか、余り深く考えてないんじゃないかなと。もつとこんな、値上げに関しては何もつと慎重に考えていただきたいと思えます。

最後に、市長に答弁をお願いします。

○議長（西尾彦和）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）五條市、旧西吉野村そして旧大塔村において五條市が一番安いという御証言をいただいて、それは業者を擁護するのじゃなくて、西吉野、大塔にも合わせてあげたいということ、まあ、そういうこと。それと、先ほどの答弁のとおり二十三年間も上げてなかったということ、業者数も多いということ。

それから、その他、太田議員のおっしゃったことは、私これからの研究課題といたしたいと、そのように思っております。（「二十番」、「十五番」の声あり）

○議長（西尾彦和）二十番大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄）今、太田議員の方から幅の広い詳しい質疑がありましたので、重ならないようにだけさせていただきますけれども、皆さんも御存じのように、いわゆるし尿のくみ取り、それから浄化につきましては、これは私たち市民が、また人間が、この世に生を受けて、健康で長生きするという上において、本当に重要な課題ですわね。だから、国の廃棄物の処理及び清掃に関する法律には、基本的には国民、市民からいただいた税金を元に、国、県、市の責任でし尿の処理は行いなさいよと、こうなっています。責任は、国、県、市にあるんですよ。しかし、個人から個人負担を取ってはいけないとなっていないから、これ今、五條市も処理料をもらっていますけれども、法律の趣旨、責任はそういうことなんですよ。だから、これ、奈良県みても、五條市は早くから許可制にしていますけれども、まだまだ職員が、直接し尿くみ取り業務をやっているところがたくさんありますわな。

今太田議員から明らかにされたように、合併後の五條市の中でも、旧五條市は許可制、西吉野町は委託ですか、大塔は委託と許可が両方だと言われていますように、これだけ旧五條市だけでもこれだけやり方、いろんなやり方になっているわけなんですけれどもね。だから、法律の精神は、こういう重要な業務はいただいている税金の中から国、県、市の責任でやりなさいと、こうなっているのですね。

だから、ちよつとお聞きしたいのですけれどもね、このし尿処理に関する国、県の補助金は、十九年度決算でどれくらい入っておって、その前の年度と比べたら増えているのか、減っているのか、ちよつとその辺、大体を明らかにしていただけますか。

○議長（西尾彦和）林生活産業部長。

○生活産業部長（林 正信）大谷議員の御質問にお答えします。

し尿処理に関して国の補助金が幾らかということではありますが、国の補助金はありません。

○議長（西尾彦和）二十番大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄）特定した補助金がないということですが、だからやはり、どこにでも使える交付税、そしてまた、施設の建設に当たっての国庫負担金とか、いろんな全体的にわたっての中に含まれているというように思いますけれども、法律の責任はそこにあるということですからね、市民の皆さん方へのこの不景気の中で頑張っている皆さんへの負担金というものは、値上げする場合は慎重にしなければならぬと思いますね。

今の提案のこれでいけば、今まで市民の皆さんには一八リットルについて、業者の皆さん方は百円徴収してくれていたわけですが、百三十円になります。しかし、その中の処理料は業者からは取らないと、おまけすることになるわけですが、業者の皆さん方に入る徴収料は、今まで一八リットル八十四円でしたけれども、今度は四十六円上がって百三十円まるまる業者の徴収料になるわけですね。

そしたら、今まで八十四円やったのが、四十六円増えて百三十円になりますと、ほとんど五割ほど上がるわけです。業者は五割上がる。市民は、三割くらい値上げとなるわけです。果たしてこれがいいかどうか。五條市の財政の厳しさも考え、この今の不況も考えれば、やはり頑張っている業者の皆さん方のことも考えなければあきませんけれども、市民のことも考えなければいけませんからね。だから、後で、厚生常任委員会で審議されるわけですが、もっと深く、よく協議した上で出すべきだということ、この時点では申し上げておきたいと思えます。（「十五番」の声あり）

○議長（西尾彦和）寺本議員。

○十五番（寺本保英）今、払う市民の側からしたら、いままでは百円やったやつが百三十円ということですね。百三十円ということは、三〇パーセントのアップということで、その三〇パーセントの根拠資料を明示していただけますか。

○議長（西尾彦和）林部長。

○生活産業部長（林 正信）寺本議員の百三十円の根拠についてという御質問にお答えさせていただきます。

根拠につきましましては、先ほども申し上げましたくみ取り業者からの要望、百五十円であったかと思えます。そういうことと、そして、奈良県内、五條市と同じような形の市町村、この辺を参考にして百三十円とさせていただいたということとあります。

ちなみに、五條市と同じような形の料金を取っておるところの金額、一番高いところで大和郡山市の、直営ですが一八リットル二百円ということもありまして、その辺のところ百三十円とさせていただいたところがあります。

以上です。（「十五番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 寺本議員。

○十五番（寺本保英） その、よその話を聞いているのと違って、二十三年間上げてないという話も聞いているわけではないので、三〇パーセント上げるといふ根拠があるやろ。例えば、車の減価償却とか、燃料代とか、人件費とか、もろもろあるん違うんかえ。でない、そういうことを出してこなければ、三〇パーセント上げるといふ、よそがそやからというて、よそが一〇〇パーセント上げたたら一〇〇パーセント上げるのかという話になるさかいに、値上げする場合にはその根拠がいるやんかえ。

また質問者は別やけど、ちよつと山田議員に聞いたら、そういうメータ付けるのに三百五十万金かかるという話も、ちよつと聞いたけどね。だから、ただ単に業者が言うてきたから三〇パーセントアップするということでは、市民が納得せえへんと思う。やっぱ三〇パーセント上げるといふのは、ばく大なことやからね。ただ単に百円のやつが百三十円という考え方やけども、その場合には、説得する場合には、当然これは厚生常任委員会にかけるんやろけども、根拠資料が要るやろ、根拠が。何がなんぼ要つて、今まで百円やったけれども、払う側からしたらやで、八十四円と十六円って分けてあるけれども、払う側としたら百円やと。そやけど、それが百三十円になった場合、その三十円というのは何でやという話をせんと、なかなか市民もそうやし、我々議員も皆納得せえへんの違うかな。だから、その根拠さえはつきりすれば、それやったらしゃあないなという話になるんやけれども、そこらの、漠然と組合からとか、業者が言うてきたから上げたんでという部長の今の答弁やったら、そんな説得力ないん違うんかえ。だから、上げるには根拠が要るやな。人件費が上がったこともそうやし、燃料費が上がったこと、いろんなことがあると思うんやけど、そういうのを加味してこれをこう上げましたという話でないと、業者から一方的に言うてきたから上げたんでとか、二十三年間上げてへんから、一〇〇年間上げらん場合でも、いける場合やったら上げらんでもいいわけやんか。だから、そこらを聞きたいという。根拠資料あるやろ、漠然と決めたんではないやろということやから、ちよつとそれを明示してほしいということです。

○議長（西尾彦和） 林部長。

○生活産業部長（林 正信） ただいま寺本議員の根拠資料ということ、一つは当時の、六十年代の賃金がどないなつとんかなということも、これは調べてはあるのですが、当時の国家公務員の給料体系ということ、ちよつと、資料を持っておったのですが、見当たらないんです。それで、大体国家公務員の給料の初任給を見ますと、三六パーセントくらいの値上がり率だったかなというふうに思います。

以上です。（「八番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 山田議員。

○八番（山田澄雄） 今、寺本議員からちよつと山田という名前が出ましたので、僕かって手を上げて言わせてもらおうのですけれども、実は寺本議員から「どういうことよ、澄雄ちゃん」という話があったので、僕かって専門でないんでわからないんですけれども、業者さん等からいろいろ聞く話では、先ほど太田議員が六、〇八〇リットル出たということにつきましても、これ、どないして出たのかなということもありまして、それを統一するため、できたら機械を、機械を付けたいんやと。その機械を付けるについては、三百五十万から、市長も先ほど言われたように五百万ほどかかると。かかる中で、その機械を今すぐ業者に付けさせるということについては、とてもそんなお金があれへんと、それであつたら、お金を三百五十万ないし五百万の間の機械を付けるにつけては、水道のメータのようなものらしいです。そんなんで、その機械を付けるにつけては、そういうお金もかかるし、ただし、その機械を付けるについては、長年使用している車ではとても無理やと。そしたら、どのくらいの程度の車だというたら、大体新車に近い車でなければその機械を付けられないと。それやつたら、車買うのになんぼくらいかかるのかと言うたら、大体七百万ほどと。七百万と三百五十万を足したら大体一千万からするやないかと、一千万からするお金をそんな今すぐには出せないやんかと、そしたら、そのお金を作るためにも大体五年間ほど据置きにしてみたら、その五年間の据置きの中で今度メータを付ける機械を買うために値上げをしてほしいというようなことが、業者から要望があつたというようなことも聞いております。

また、逆に理事者側から聞いた話では、合特法とかいうそんな問題もあるらしいので、その問題についても十年間据置きというようなことにしたらというようなことを理事者側から出されたということも聞いておりますので、そういうこと。僕がこの議席から答えるのか、どつちかなと思つたのやけど、そんなんで。

そして六、〇八〇リットルについても、金額がどこで出たのかなと。その金額については、多分、今車のメータには付いていないので、理事者側の説明がそれで良かったのかなとは思うのですけれども、実際にその機械を何リットル、何点何リットルまで計算しようと思つたらその機械を付けなければいけないと。それについては、それだけのお金がかかるから、お金を用意するためにも五年間据置きにしてほしいというような話があつたということ聞いております。

以上です。（「十六番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 榎塚議員。

○十六番（榎塚凱一） これは厚生常任委員会に付託されるのですが、今大変質疑が多かつたものですので、そういういろいろな書類は付託される場合に、

理事者の方から提出していただきますようお願いしております。

強く要望しておきます。よろしゅうございますね。

○議長（西尾彦和）はい。

質疑を終わります。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（西尾彦和）日程第四、議第六十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第六十九号 五條市西吉野交流促進センター条例の一部改正について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。林生活産業部長。

〔生活産業部長 林 正信登壇〕

○生活産業部長（林 正信）ただいま上程いただきました議第六十九号 五條市西吉野交流促進センター条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正は、平成十三年六月に閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」の中で、民間でできることは民間で」とした考え方から、地方自治法の一部改正により指定管理者制度が導入されました。

この制度は、従来、公的施設の管理の委託については、公共団体、農協などの公共的団体、自治体が出資する第三セクターに限られていたものを、NPO法人などの他の団体等に、議会の議決を経て、指定管理者として公の施設の管理を行わせることができるとしたものであります。

制度を導入することによりまして、公の施設のサービスの向上、住民ニーズの経済的対応、施設管理の効率的な管理運営の削減などのメリットが考えられます。

このことから、五條市西吉野交流促進センターの管理運営について、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により指定管理者制度を導入するために、改正するものであります。

それでは、議案書の十四ページをお開き願います。

第三条では、センターの管理を指定管理者に行わせることを定めております。

第三条の二では、指定管理者の指定の申請について、第三条の三では、指定管理者の指定の方法について定めております。

第四条では、指定管理者が行う業務について定めております。

第五条第二項では、開館時間の変更については市長の承認を得て指定管理者ができることと定めております。

第六条第一項の休館日を木曜日に、第二項では、休館日の変更についてはいずれも市長の承認を得て指定管理者ができることと定めております。

第七条では、利用許可について、第八条で利用許可の制限については指定管理者が行うことと定めております。

第九条の見出しを「利用許可の取消し」に改め、指定管理者が行うことと定めております。

第十条の見出しを「利用料金」と改め、利用料金の納付について定めております。

第十三条を第十四条と改め、第十二条の秘密保持義務については第十三条とし、第十一条の利用者の損害賠償等については第十二条とします。

議案書の十六ページをお開き願います。

第十条の次に一条を加え、第十一条では、利用料金の収受について指定管理者の収入として収受させることと定めております。

第五条から十三条までは、指定管理者制度の導入に必要な文言の整理を行っております。

別表の「五條市西吉野交流促進センター使用料金表」を、「五條市西吉野交流促進センター利用料金表」に改めます。

なお、附則の条例の施行期日は規則で定めることとし、第二項では経過措置を、第三項で指定管理者の指定手続に関し必要な準備行為は施行前でも行うことができることとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二十一番」の声あり） 田原議員。

○二十一番（田原清孝） この指定管理者に、いわば立候補できるというのか、規定というのはNPO以外に農協はと言っていましたけれども、ほかにはないんですか。

○議長（西尾彦和） 林部長。

○生活産業部長（林 正信）個人はあきませんけれども、組合とか業者さんでもいけることとなります。（「二十一番」の声あり）

○議長（西尾彦和）田原議員。

○二十一番（田原清孝）ということは、会社組織をしておるといふことであればいいということですか。

○議長（西尾彦和）林部長。

○生活産業部長（林 正信）もちろん会社でもいけます。（「十四番」の声あり）

○議長（西尾彦和）十四番。

○十四番（佐久間正己）第三条の三に、議会の議決を得て指定するということになっておりますが、前回の件がございまして、このメンバーは従前のメンバーで立候補されて審査をされるというふうな予定なのか、新たにまた選んで指定管理者制度のメンバーに対して選考するのか、その点、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（西尾彦和）林部長。

○生活産業部長（林 正信）選定委員会のことですね。

一応、選定委員につきましては、今総務部の方で委員の選任を行っております。その選任された方と、また、施設によって学識経験者と申しますか、そういうのは別途選任をさせていただくというふうな形で現在進めております。（「十四番」の声あり）

○議長（西尾彦和）十四番。

○十四番（佐久間正己）ということは、二段構えですということと思うのですが、実はこれは当然、建設の方に付託されるというふうになっているわけでございますけれども、ということは、もう今日の時点でそのメンバーは決まっているということですね。そういう解釈をさせていただいてよろしいですか。

○議長（西尾彦和）林部長。

○生活産業部長（林 正信）今の段階ではまだ決まっておりません。決める場合は、決裁もとってというふうに考えておりますので、決まっております。（「十四番」の声あり）

○議長（西尾彦和）佐久間議員。

○十四番（佐久間正己）議案の審査付託表の中に、五條市西吉野交流促進センター条例の一部改正についてということ付託される予定になっておりま

すけれども、建設経済常任委員会ではその発表はできないということでもよろしいですか。

○議長（西尾彦和）林部長。

○生活産業部長（林 正信）そのとおりでございます。（「十六番」の声あり）

○議長（西尾彦和）十六番榎塚議員。

○十六番（榎塚凱一）ちよつと副市長に聞くんですけども、何かこの指定管理者の運営は、少し赤字欠損をしておるので、管理者ができるまで休館をするんだという、これ多分、うわさなのか本当なのかわからないのですけれども、僕の耳に入っているのですけれども、その点いかがですか。

○議長（西尾彦和）副市長。

○副市長（榮林勝美）榎塚議員の質問にお答えいたします。

まだ現在のところ休館か継続か決まっておりますけれども、休館を含めて検討しております。

年間赤字が百数十万出ていますので、含めて検討中だということでございます。（「十六番」の声あり）

○議長（西尾彦和）十六番榎塚議員。

○十六番（榎塚凱一）私の考えでは、今は赤字であっても、休館してからすぐにでも管理者が決まればいいのですが、例え三箇月、六箇月の期間を休館にしようということになれば、今まで付いていたお客がほかに流れるという関係もありますし、一日も早く指定管理者を決めて、それまでに休館しないように要望したいと思います。

○議長（西尾彦和）質疑を終わります。

本案は建設経済常任委員会に付託いたします。（「二番」の声あり）

○二番（太田好紀）この際議長に対して、資料要求を要望いたします。

ただいま議題となりました議第六十九号につきましては、建設経済常任委員会に付託されることになっておりますけれども、委員会において慎重審査を期すために、この改正条例に対する新旧対照表を市長の方から提出されますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）この際、お諮りいたします。

ただいま議題となりました議第六十九号につきまして、建設経済常任委員会において慎重審査を期するため、ただいま太田好紀議員の申出のとおり、市長に対し、提出を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）御異議なしと認めます。

よって市長に対し、資料要求することに決定しました。

市長におかれましては、資料を速やかに提出されますようお願いいたします。

○議長（西尾彦和）次に日程第五、議第七十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第七十号 五條市自転車等駐車場条例の一部改正について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。阪ノ上都市整備部長。

〔都市整備部長 阪ノ上武則登壇〕

○都市整備部長（阪ノ上武則）おはようございます。

ただいま上程いただきました議第七十号 五條市自転車等駐車場条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書十七、十八ページをお開き願います。

北宇智駅舎の移転によりまして北宇智駅前自転車等駐車場を新たに設置するため、同条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、五條市自転車等駐車場条例第三条（名称及び位置）の表中「北宇智駅前自転車等駐車場 五條市住川町五九四番地四」を

「北宇智駅前自転車等駐車場 五條市住川町六七六番地の三の一部」に改めるものであります。

なお、条例の施行期日は平成二十一年四月一日から施行するものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（二十番）の声あり）二十番大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄）北宇智駅の改札口が移動になりましたので、当然自転車、単車の皆さん方は新しくできました駐車場は改札口に接近していますか

ら、便利よくなったということ、喜んでいただけると思うのですけれども、ちょっと経費について聞いておきたいと思えますけれども、確か新しく計画された駐車場はJ Rの土地を利用していると思うのですけれども、駐車場の用地は五條市が買い上げたのか、それともJ Rから借りていくのか、買い上げた場合は幾ら、借りていく場合は幾らで借りていくのか、お聞きしておきたいと思えます。

○議長（西尾彦和） 阪ノ上都市整備部長。

○都市整備部長（阪ノ上武則） 大谷議員のただいまの御質問にお答えを申し上げます。

借り上げ料なんですけれども、三年間契約の無償貸与でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西尾彦和） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和） 御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和） 異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和） 次に日程第六、議第七十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文） 議第七十一号 南和広域連合規約の変更について。

○議長（西尾彦和） 提案理由の説明を求めます。田中総務部長。

〔総務部長 田中 衛登壇〕

○総務部長（田中 衛）ただいま上程いただきました議第七十一号 南和広域連合規約の変更について提案理由の御説明を申し上げます。
議案書の十九ページを御覧いただきたいと存じます。

本規約の変更理由といたしましては、五條市に南和広域連合事務所の新設を計画しており、所要の変更を行うものであります。

南和広域連合は、奈良県南和地域の市町村の発展と一体的振興を目的として平成九年三月四日に設立されました。

構成市町村は一市三町八村でありまして、取り組んでおります事業は、広域行政圏計画、ふるさと市町村圏計画、介護認定審査及び障害認定審査であります。現在は、吉野町の公民館の一部をお借りして事務を行っておりますが、手狭であり、会議室や駐車場も十分ではありません。

本年二月二十六日に五條市長が南和広域連合の新連合長に就任し、より効率的に南和広域連合の事務を推進するために、同幹事会及び市町村会議を経まして承認を賜り、本議会に提案したものであります。

議案書の二十ページを御覧願います。

本規約の変更につきましては、南和広域連合規約の第六条中「吉野郡吉野町大字上市一三三番地」を「五條市新町三丁目三番一号」に改めるものであります。

なお、この規約は平成二十一年四月一日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二番」の声あり）二番太田好紀議員。

○二番（太田好紀）この議第七十一号の南和広域規約の変更についてであります。提案理由の中に南和広域事務所の新設に伴い、南和広域連合規約について所要の変更を行うとありますけれども、新設に伴うとはどういうことなのか御説明願いたいと思います。

○議長（西尾彦和）田中総務部長。

○総務部長（田中 衛）太田議員さんの質問にお答えいたします。

新設ということなんですが、まず連合の事務所の方から提案理由の文言について指示がありました。そのときには、「新設に伴い」という文言でありました。これは、一市三町八村同じ文言でそれぞれの議会の議決をもらうというルールになっております。そのために、この新設という言葉を使わせていただきました。

考え方としましては、現在の吉野町の事務所を廃止して、五條市に新しく新設するという考え方でございます。

以上です。（「二番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 太田議員。

○二番（太田好紀） では、続いて吉野郡吉野町上市一三三番地を五條市新町三丁目三番一号に改めるとありますけれども、五條市新町三丁目三番一号とはどこを指すのか、お答え願いたいと思います。

○議長（西尾彦和） 田中総務部長。

○総務部長（田中 衛） 昔といいますか、ハローワーク跡の建物でございます。（「二番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 太田議員。

○二番（太田好紀） そうしますと、なぜ吉野町から五條市にこの事務所を移す必要があるのか。

五條市に新設になったその経緯を説明願いたいと思います。

○議長（西尾彦和） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 吉野町の前福井町長が連合長を持っておりました。今回、私が南和広域連合一市三町八村の連合長を拝命いたしました。いろんな決裁事項とか、そういうこともいちいち、やはり私のところに来なければなりません。そういうような不便さ、また、一市三町八村の中で市は我がまただけでございます。この広い吉野郡の中でイニシアチブをとり、皆さんの活性化の先導役となるためにも事務所を五條に持つてくる、そういう心意気で五條の方に替えていただきましたし、大体連合長のところに持つていくというのが、規則ではないですが、大体の考え方だろうと、そういう中で皆さんの御承認を得て五條の方にと、そのようになったことでございます。（「二番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 太田議員。

○二番（太田好紀） 私も、旧西吉野村時代、広域連合に二年ほど行かせてもらったことがあります。そういう形の中で、当初今言われたように吉野町長が連合長でありまして、吉野町の庁舎に置いているということで、今市長からお話のあったように、連合長になったから、決まりはないけれども、そういう決裁事項があるからの方がいいということでありませうけれども、私は到底それはおかしいなと思います。イニシアチブをとるのは、当然市長取ってくれたらいいと思います。当然人口的にも規模的にも五條市が一番大きいですから、当然とっていただいたらよろしいかと思えますけれども、この一市三町八村というのは、吉野郡全部と五條市です。それからすると、これからいろんな形の中で、決裁事項というのは市長の単独のこ

とですけれども、今後いろんな形の中でまず職員の問題、そしてそれに対する、この南和広域の中におきましては、第十七条関係では介護認定の審査会設置及び運営に関する事務を扱っております。そしてもう一つは、障害程度区分認定審査会の設置及び運営に関する事務、この二つを扱っておりますけれども、これを当然下北山、上北山から五條市に、いろんな事務のことを、来るといふのは、大変遠いんじゃないかなと。それから人口的にも、規模的にも、五條市が主としてるのが当たり前かも知りませんが、吉野郡全体から五條市を見たときに、当然私は吉野町に置いとくのが一番理想じゃないかなと。それによって、一六八号、一六九号の中でも、そらいろいろ遠いところがありますけども、五條というのは一番端ですよ。そういうことから言ったら、まず一つは下北山、上北山、また十津川、また野迫川。吉野から比べたら五條の方が近いかも、一六八号からしたら近いかわかりませんが、そういうことを踏まえたときに、一市三町八村のみんなが行きやすい場所、連合長を取ったからといって、それを五條市に持つてくるという必要性はないんじゃないかなと、私は思っております。

そうした形の中でね、またこの間、五日の新聞において、大淀町議会が、これに対して可決、変更に対して可決されたということは、要するに一市三町八村が全部可決をしなければならぬということだと思っております。たまたま五日の新聞には、大淀町が可決したと。でもね、大淀町と下市町、吉野町といえ五條にもそう遠くはありませんけれども、下北山、上北山の、遠方一番遠いところから考えますと、当然支障が生まれてくるのではないかなと。細かいことを言ったら失礼かも知りませんが、（議場に声あり）……今、山田議員の方から「連合から金を出す」と、当然そうでしょう、負担金を全部出していますから。（議場に声あり）……連合ね、これ連合で全部承認しなければならぬということですけども、これは一応連合で全部了承を得て、南和広域連合でこれに関しては全部了承を得られているのかなと。もし、どっかの自治体が一つでもこのことに反対すれば、これが不成立になると。となれば、ほかの下北山、上北山、十津川の人とか、また野迫川の人が納得しているのか、私はわかりませんが、普通から考えたなら今より遠くなるということとは支障を招くんじゃないかと。第十七条の中においても、介護とかそういう障害の方の認定の事務処理が必要となつているので、当然遠いところよりも近いところ、今まではそういう形の中では、吉野町という形の中でやっていたにもかかわらず、それ以上遠くなれば、それだけの時間と労費がかかると。また、言うたらガソリン代も食うと。また、そこに通う人たちも、今まで吉野を基本と考えていたのが、五條市になればまた、通勤的に長くなれば、その通勤手当が必要になるのかなと。もしそういう形になった場合は、当然南和広域連合は一市三町八村の負担金で保護されておりますけれども、そのお金が、当然負担が高くなるんじゃないかなと、そういうふうに思っているのですけれども、市長、その辺はいかがでしょうか。

○議長（西尾彦和）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）当然、当然ということで、言います。当然十津川もありますから、私は中心は五條でええと、そのように、当然思っております。（笑声）（「二番」の声あり）

○議長（西尾彦和）太田議員。

○二番（太田好紀）今、当然って、私そういう言葉を使うので、そういうふうに言われたのかもわかりませんが、（議場に声あり）……しようもない、しようもないってどういうことですか。（「よう聞こえませんでしたな。すみません、すみません。」の声あり）議長、この公式の場で、しようもないって、こういう発言をされるのは納得できません。市長、こういうことを言っているのですか。（「私に起立も何も求めてない。」の声あり）しようもないって、どういうことですか。（「そんなん、知りませんよ。」の声あり）今、聞こえたって、あなた認めてたでしょう。議長、こんな形で私、質問しようと思っても、納得できません。（議場に声あり）納得できません。一生懸命に質疑しているのに、こんなことを言われるのは大変心外です。

○議長（西尾彦和）お諮りいたします。皆さん、どのようにさせていただいたらよろしいですか。（議場に声あり）
そうしましたら、暫時休憩をとらせていただきたいと思えます。

それで、一時から引き続きやりたいと思いますので、お願いいたします。午後一時ですよ。

午前十一時四十五分休憩に入る

午後三時二分再開

○議長（西尾彦和）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（西尾彦和）引き続き議第七十一号 南和広域連合規約の変更について質疑を続けます。（「二番」の声あり）太田好紀議員。

○二番（太田好紀）続けさせていただきます。

先ほどからの質問の続きになりますが、五條市新町三丁目三番一号、つまり旧のハローワークということですが、この土地は五條市のもので聞いておりますけれども、建物は県のハローワーク、所有物ということですから、その建物は今どういう状況になっているのか。県の持ち物

であるのか、それとも市が買い上げているものか、その辺のことをお聞かせ願いたいと思います。

そして、もしその施設が市の所有物であれば、広域連合からは家賃がもらえるのか、もらえないのか。それもお答え願いたいと思います。

○議長（西尾彦和） 田中総務部長。

○総務部長（田中 衛） 太田議員さんの御質問にお答えいたします。

仰せのとおり、土地は市のものでございます。それで、以前はハローワークに貸し付けておったということでございます。

建物については、平成二十年の三月に、厚生労働省ですか、国の方から購入いたしました。ちなみに、金額は五万二千五百円でございます。

それと、使用料についての御質問が続いてございました。使用料については、市の条例の中に財産の交換譲与無償貸付け等に関する条例というのがございます。その中の四条に「普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができる」という条文がございます。その中で、他の地方公共団体、その他公共団体、又は公共的団体において公用若しくは公共用、若しくは公益事業の用に供するときにについては無償で貸し付けてもよいとなっております。したがって、この条例を適用しまして、今のところは家賃については無償という考えを持っております。

以上です。（「二番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 太田議員。

○二番（太田好紀） ということは、五万二千五百円で県から買い上げた。そして、今のところ無償ということ。そうなりますと、ハローワーク、この間から私見に行ってきたんですけど、大変もう老朽化していると。中は見ていませんけれども、相当傷んでいるような状況でありました。とても今、その中の施設として利用は不可能じゃないかなと。そうすると、要するに、修理、修復ですか、相当お金がかかるんじゃないかなと、こういうふうに思われます。

そういうことで、先ほどからずっと質問したのを、仮定の中で、私はもつとこの施設を、五條の庁舎又は分庁舎、いろんな支所、有効に使えるように利用をするべきじゃないかなと。なぜ、ハローワークにそれを位置付けするのかなと。ちょうど、吉野町においては本庁舎内にあります。別にそれをどこに持つて行こうと別ですけど、私は先ほどから質問した、当然吉野郡から位置付けすれば、吉野町に置くのが最適だと。しかし、広域連合ですべてに同意を得ているのならば、五條市へ持つてくるということであれば、それはやぶさかではないですけども、ただ、場所は、費用のかかる場所、それ一つ聞きたいんですけども、要するに、当然修復しなくてはならないとなれば、それはどこが負担するのか。私は、広域連

合が負担するにしても、また、五條市が負担するにしても、それは最終的には広域連合にしたら市からの負担金で賄っているし、五條市がすれば五條市の財政からねん出すると。財政状況が厳しいとなればね、別にあそこにする必要はないと、私は思っております。

ちよほど考えれば、この隣の分庁舎ですか、三階は空いています。ここだったら、電算システムとか、いろんな形ですぐ対応できるんじゃないかなど。向こうにすれば、すべての電機施設から、すべてに関して費用がかかると。そうなれば、相当市してもねん出しなくてはならない。もしそれが、広域連合からすべて費用が出されるにしても、それは一市三町八村の負担金から賄われるから同じことやと、皆さんの自治体においても大変財政は厳しいということになると思うんですよ。

そういう形の中、私は一つ案としてね、前にも私一遍言わせていただいたんですけど、この分庁舎の中に農林課があります。ここは柿振興室もできただから、西吉野は要するに農と林だと。西吉野の支所は、二階、三階空いています。十分、すぐ施設として、また事務所として賄えます。そして、この二階に広域連合を持つてくるのもやぶさかではないなど。もつと知恵を、なんでよう使わないのかと。私いつも市長に言っているでしょう、知恵と工夫をなさいと。民間の感覚と申うても、それが本当に理解ができないんですよ。お金のわからない、苦しい苦しい、財政改革や申うのなら、ちよつとのお金でも有効に使えるような、そういう考え方は、市長にはないんですか。しょうもない発言するよりも、もつと真剣に、市民の税金だということの認識をきちつと持つてね、もつと考えれば、別にハローワークつてしなくても、ちゃんとした施設をもつと有効に使えるんですよ。また、お金もかからないように、また、修復もしないように、もつとなんで知恵を使わないのかなと思つて。その辺が、財政改革やとか、また子や孫のためにと言つていますけれどもね、まるつきり言つてることが、もうつじつまが合つてないなと思つるので、すけど、それ市長、答弁願いたいと思います。

○議長（西尾彦和） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） それぞれの考えがありまして、あなたの程度と私の程度（「あなたじゃないです。」の声あり）太田議員殿の考えている程度と、私の考えている程度との違いだけでございます。（「二番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 太田議員。

○二番（太田好紀） 相当レベルが低いですよ。本当にそうであれば、トップとしてね、その程度の考え方だったらね、ほんとにね、もつと勉強しなさい。もつと、副市長あなたたちも、その担当課、もつと指導してあげなさい。ほんとにそやけど、今自分が言ったことをどう思いますか。そんなところにお金をかけてね、ましてここ三階も空いているわけですよ、分庁舎も。西吉野支所は二階も三階も空いているんですよ。もつと地域の有効な、

また建物の有効な形を作るのが当然じゃないかなど。それも、そういう言い方をする市長はほんとに失格だなと、私はそう思います。もうなんぼ話をしてもしようがないんで、もうこれ以上は。また委員会に付託されますので、またその委員会を傍聴させてもらいます。もう、結構です。

○議長（西尾彦和）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（西尾彦和）ただいま議会運営委員会から、吉野市長に対する問責決議案が提出されました。お諮りいたします。

本案を日程に追加し、議題とすることについて採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案を日程に追加し、議題とすることに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立多数であります。

よって吉野市長に対する問責決議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。本決議案を議題といたします。

○議長（西尾彦和）追加議案及び日程を配付させます。

追加議案及び日程の配付漏れはございませんか。――。

配付漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

○議長（西尾彦和）吉野市長の退場を求めます。（議場に声あり）

〔市長退場〕

○議長（西尾彦和） 提出者の説明を求めます。議会運営委員会黄木英夫委員長。

〔議会運営委員長 黄木英夫登壇〕

○議会運営委員長（黄木英夫） ただいま議長から御指名がございました。

御案内のように午前中、あのような問題が起きまして、暫時休憩をとられておったところでございますが、先ほど来まで議会運営委員会において慎重に御協議をさせていただいた結果、問責決議案を朗読させていただくことに相なりました。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

吉野市長に対する問責決議（案）

平成二十年十二月八日の平成二十年第四回十二月定例会における議案審議に対する議員の質疑を非難する市長の発言は、無用に議案審議を混乱させるものであり、この発言に限らず、市長就任以来今までの市長の発言は、市政の最高責任者であるという自覚の欠如が甚だしく、議会全体を軽んじる言動は再三の指摘にもかかわらず改まることなく、誠に残念で遺憾である。

市長の政治的、道義的責任は誠に重大であり、五條市議会は吉野晴夫市長に対して、自覚と反省を強く求めるものである。

以上、決議する。

平成二十年十二月八日

五條市議会

提出者 五條市議会議会運営委員会 委員長 黄木英夫

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本決議案につきましては、討論を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）御異議なしと認めます。

よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。本案は本決議案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立多数であります。

よって、吉野市長に対する問責決議案は可決されました。

吉野市長の入場を許します。

〔市長入場〕

○議長（西尾彦和）吉野市長に申し上げます。

ただいまの吉野市長に対する問責決議案は、可決されました。

○議長（西尾彦和）次に追加日程第一、議第七十二号、議第七十三号、議第七十四号及び議第七十五号の四議案につきましては関連がありますので、一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第七十二号 市道路線の認定について。

議第七十三号 市道路線の認定について。

議第七十四号 市道路線の変更について。

議第七十五号 市道路線の変更について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。阪ノ上都市整備部長。

〔都市整備部長 阪ノ上武則登壇〕

○都市整備部長（阪ノ上武則）ただいま上程いただきました議第七十二号、議第七十三号、市道路線の認定及び議第七十四号、議第七十五号、市道路線の変更について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議第七十二号であります。議案書二十一ページ及び別紙地図を御覧願いたいと存じます。

今回、認定をお願いいたします市道樫辻二六号線は、阪合部新田町三五四番地先から樫辻町四〇四番地先まで、延長七七五メートル、幅員四メートルの道路であります。

この道路は、農道整備事業として整備された道路であります。今後、周辺住民の生活道路として活用していくため、市道認定をお願いするものであります。

続きまして、議第七十三号でございます。

議案書二十二ページ及び別紙地図を御覧願いたいと存じます。

当該道路は、市道西吉野滝一号線で、西吉野町滝五〇四番地先から西吉野町滝一の一四番地先まで、延長が六一五メートル、幅員七メートルの道路であります。

当該道路は、合併以前から西吉野村道一ノ木湯塩線の付替え道路として整備をしておりましたが、このたび完成し、生活道路として維持管理していくため、認定をお願いするものでございます。

次に議第七十四号、市道路線の変更について御説明申し上げます。

議案書二十三ページ及び別紙地図を御覧願いたいと存じます。

地図の中の赤線部分の変更路線でございます。

今回、市道路線の変更をお願いいたします市道本町一二号線は、国道二四号の拡幅改良により国道敷となり、二〇メートル短縮するため、起点の変更を行うものであります。

続きまして、議第七十五号でございます。議案書二十四ページ及び別紙地図を御覧願いたいと存じます。

地図の中の赤線部分の変更路線でございます。

市道本町二七号線は、議第七十四号と同様、国道二四号の拡幅改良により国道敷となり、一九メートルを短縮するため、起点の変更を行うものであ

ります。

以上で議第七十二号から議第七十五号までの四議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、建設経済常任委員会に付託します。

○議長（西尾彦和）次に追加日程第一、議第七十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第七十六号 平成二十年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。田中総務部長。

〔総務部長 田中 衛登壇〕

○総務部長（田中 衛）ただいま上程いただきました議第七十六号 平成二十年度五條市一般会計補正予算（第三号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十年度五條市一般会計補正予算（第三号）を御覧いただきたいと存じます。

一ページにつきましては、今回の補正は歳入歳出それぞれ七千百九十九千円の追加でございます。歳入歳出の予算額はそれぞれ百八十億七千二百六十六万六千円となります。

次に、歳出について主なもののみについて御説明申し上げますので、御了承賜りたいと存じます。

七ページを御覧ください。

五款農林業費、一項農業費、六目地籍調査費、十三節委託料二百万円につきましては、茄子原平尾地区におきまして、公簿面積に比べ実測面積が大

幅に増加したため、測量業務委託料を追加したものでございます。

八ページに移らせていただきます。

七款土木費、六項下水道費、一目下水道整備費、二十八節繰出金四千百三十五万三千円につきましては、下水道事業特別会計において国の財政支援策の一つである補償金免除繰上償還に係る今年度の公債費が増加したことによる繰出金でございます。

八款消防費、一項消防費、一目常備消防費、十一節需用費百三十万円につきましては、来年度採用予定者四人分の消防学校入校に伴う被服購入費でございます。

九款教育費、四項中学校費、四目中学校地震補強事業費、十二節役務費二百六十万円、十三節委託料一千七百五十万円につきましては、野原中学校校舎並びに五條中学校及び五條東中学校の屋内体育館の耐震診断業務委託料等調査業務費でございます。

九ページに移らせていただきます。

六項社会教育費、四目地区公民館費、十五節工事請負費五百万円につきましては、大阿太公民館の改良事業費でございます。

次に、歳入につきましては四ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括により御説明申し上げます。

十款地方交付税で二千四百四十一万四千円、十四款国庫支出金で一千七百九十万円、十五款県支出金で二百六万八千円、十八款繰越金で二千六百七十二万七千円をそれぞれ増額し、歳入歳出の均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（西尾彦和）次に追加日程第一、議第七十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第七十七号 平成二十年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。辻本上下水道部長。

〔上下水道部長 辻本衡司登壇〕

○上下水道部長（辻本衡司）ただいま上程いただきました議第七十七号 平成二十年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十年度五條市簡易水道特別会計補正予算書を御覧いただきたいと存じます
まず、一ページをお開き願います。

今回の補正予算は、歳入歳出いずれも二百四十万円の追加をお願いするもので、歳入歳出それぞれの予算総額は、五億一千四百九十万円となります。
続きまして、内訳につきましては、四ページ一番下でございます。まず、三の歳出から説明を申し上げます。

一款総務費、一項総務管理費、一目業務費のうち需用費二百四十万円につきましては、去る八月におきました山間高地での落雷被害に起因します簡易水道施設の機械設備修繕のため発生しました額を、予算計上したものでございます。

また、それに伴います歳入につきましては、同じく四ページ上の四款繰越金九万円と五款の諸収入、雑入にございます機械設備損害保険からの保険料二百三十一万円を合わせて二百四十万円を増額し、歳入歳出の均衡を図っております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（西尾彦和）次に追加日程第一、議第七十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第七十八号 平成二十年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。辻本上下水道部長。

〔上下水道部長 辻本衛司登壇〕

○上下水道部長（辻本衛司）ただいま上程いただきました議第七十八号 平成二十年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

別冊の五條市下水道事業特別会計補正予算書を御覧いただきたいと存じます。

まず、一ページでございますが、今回の補正予算額は歳入歳出ともに四千百三十五万三千円の追加でございまして、追加後の歳入歳出予算総額はそれぞれ十八億三千六百三十五万三千円となります。

内訳につきましては、四ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、三の歳出から、一款下水道費、一目下水道総務費にございます。公課費の補正額四百七十二万八千円は、国に納める消費税の追加額であります。これは、平成十九年度決算により本年での確定申告納付額と当初予算計上額との差額の不足分九十五万八千円及び消費税法の規定により本年度十二月と三月の二回に分納を義務付けられました。中間納付額の三百七十七万円、合わせて四百七十二万八千円の追加補正でございます。

続きまして、二款公債費、一目元金の長期債元金償還金追加補正三千五百五十万二千元でございますが、これは平成十九年度に低い利率に借換えを行いました公営企業金融公庫の借換債におきまして、当初見込んでおりました元金償還に対する据置期間の設定が認められなくなったため、今年度から発生する元金の償還金の追加分並びにそれに伴います利子償還金の追加補正の計上をお願いするものでございます。

二の歳入におきまして、三款繰入金で一般会計からの繰入れにより、今回の歳入歳出補正金額はいずれも四千百三十五万三千円の増額でございます。以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は建設経済常任委員会に付託いたします。

○議長（西尾彦和）次に追加日程第一、去る五日に提出されました議第七十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第七十九号 五條市立学校設置条例の一部改正について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。 田野瀬教育部長。

〔教育部長 田野瀬俊夫登壇〕

○教育部長（田野瀬俊夫）ただいま上程いただきました議第七十九号 五條市立学校設置条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、少子化による著しい園児数の減少に対し、幼児教育の推進と子育て支援の充実を図ることと園舎の孤立化及び老朽化による園児の安全確保のため、賀名生幼稚園及び白銀北幼稚園を廃止し、現賀名生幼稚園を、新たに西吉野幼稚園として新設いたしたく、本条例の一部を改正するものであります。

なお、九月議会の後、両幼稚園の保護者及び地元自治会に対し説明会等を行い同意をいただきましたので、今回追加議案として上程させていただきます。

それでは追加議案書の二ページを御覧ください。

内容につきましては、第二条表中「五條市立賀名生幼稚園」「五條市立白銀北幼稚園」の名称及び位置の項目を削除し、新たに「名称 五條市立西吉野幼稚園」及び位置「五條市西吉野町和田一九四番地の一」の項目を加えるものであります。

なお、この条例の施行につきましては、平成二十一年四月一日から施行することとしております。

以上で議第七十九号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」の声あり）佐久間議員。

○十四番（佐久間正己）今、田野瀬部長の方から説明をいただきました。保護者並びに地域住民ということですが、最初の一步は教育委員会の方からそ

ういうことを持っていたのか、それとも保護者並びに地域の人からの話があつて協議を重ねたのか、どちらが先なのか、聞かせていただけますか。

○議長（西尾彦和） 田野瀬部長。

○教育部長（田野瀬俊夫） 十四番佐久間議員さんの御質問にお答えをいたします。

どちらが先と言いますと、教育委員会が先になりますか、地元で一応幼稚園PTAの会長さん方、そして園長等が、先に相談はあったようでございます。そうした中で、うちも九月議会で否決ということになりましたので、そういう形で、そういう話が出てきたということで、両方が一致したという状態でございます。（「十四番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 佐久間議員。

○十四番（佐久間正己） 私も監査をさせていただいております、白銀北、それから賀名生を出張監査させていただきました。園長さん等、それから直接地元の方々には聞いてないのですが、白銀北は、今度園児さんが一名ということ、やっぱり一名の中でするよりも、賀名生幼稚園と一緒にした方がいいというふうなお話も聞きましたので、これは付け加えていただきます。

以上です。

○議長（西尾彦和） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（西尾彦和） 次に追加日程第一、去る五日に提出されました議第八十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文） 議第八十号 五條市国民健康保険条例の一部改正について。

○議長（西尾彦和） 提案理由の説明を求めます。山下健康福祉部長。

〔健康福祉部長 山下正次登壇〕

○健康福祉部長（山下正次） ただいま上程いただきました議第八十号 五條市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は平成二十一年一月より産科医療補償制度が導入されるに伴い、出産育児一時金の支払額を三万円引上げ三十八万円とするため、本条例を改正しようとするものでございます。

産科医療補償制度とは、医療機関の過失の有無にかかわらず分娩に関して発病した重度脳性まひ児に対する補償と、脳性まひの原因分析再発防止の機能等併せ持つ制度として創設されました。

産科医療機関は、制度の始まる来年一月より出産費に産科医療補償保険料三万円を上乗せし出産者に請求します。そのままですと出産者の負担増となりますので、出産育児一時金を同額の三万円を引上げ、三十八万円とするものでございます。

それでは、改正条例案につきまして御説明申し上げます。

追加議案書の四ページを御覧いただきたいと存じます。

国民健康保険条例第六条第一項の改正につきましては、出産育児一時金の額「三十五万円」を「三十八万円」に改正し、併せて条文を整理するものでございます。

附則につきましては、施行期日と適用区分を規定するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日九日から十四日までを休会とし、次回十五日午前十時に再開して議案審議を行います。
本日はこれをもって散会いたします。

午後三時四十六分散会